

みんなが幸せに生活できるまちづくりを



男女共同参画だより

メッセージ

問い合わせ先
男女共同参画推進課
 TEL(36)0048
 FAX(36)0270

男女共同参画推進センター「ゆい」
 TEL(36)0250
 FAX(36)0269

市では、男女共同参画のさらなる推進を目的に「第2次男女共同参画プラン」を策定しました。このプランに沿って、性別に関係なく個性と能力が発揮でき、「お互いを尊重して、みんなが幸せに生活できるまちづくり」を市民のみなさんと一緒に進めていきます。今回と次回（シリーズ）で、同プランの内容を紹介いたします。



男女共同参画プランとは？

一人ひとりの人権を尊重し、性別にとらわれない個性と能力を発揮し、男女が共に参画できる社会の実現に向けて、総合的、計画的に取り組む計画です。

基本目標①
 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確立に向けた社会づくり



仕事と仕事以外の活動（家事・育児・介護、自己啓発の学習や趣味、ボランティア活動など）で調和の取れた社会づくりを目指します。

①家庭生活における男女共同参画の推進
 子育てや介護に携わる家族や高齢者、障がい者



子ども一人ひとりが、個性や能力を発揮することができるように支援します。

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることから、男性の家庭参画（家事・育児・介護）を推進します。

▽高齢者・障がい者への支援
 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスなどの充実を図ります

▽ひとり親家庭などへの支援
 ひとり親家庭が不安を抱え込まず、自立して地域で生活することができるような支援策の充実を図ります

▽子育て中の親への支援
 男女が共に育児と仕事を両立していけるよう、子育て支援体制の整備・充実を図ります

▽介護に対する支援
 介護について男女が共に担っていくことができよう、制度の内容や各

種情報を提供するとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるように介護サービスの充実を図ります

▽男性の家事・育児・介護参加促進の啓発
 男性の日常生活の自立と子育てや介護への参加を促す事業への参加を進めていきます

②両立しやすい職場環境づくり
 仕事と仕事以外の活動を両立できるように、労働者はもちろん事業主へも啓発し、両立支援の取り組みを促します。

▽仕事と家庭の両立意識の促進
 仕事と家庭・地域生活の調和を図るよう、市民や事業主へ意識啓発を進めていきます

▽男性の育児・介護休業などの取得啓発
 男性の育児・介護休業の利用が進むよう、職員をはじめ市民や事業所などの意識改革を進めます

▽DV・セクハラなどの防止啓発
 DVをはじめ、セクハラ、性犯罪、パワー・ハラスメント（*1）など、あらゆる暴力を予防するために、市職員や市民の

基本目標②
 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり

みんなが、家庭や職場、地域で安心して生活できるように、世の中のあらゆる暴力をなくし、男女共同参画の視点から安全なまちづくりを目指します。



①あらゆる暴力根絶のための対策と推進

認識を高める意識啓発を推進します
 （*1）会社などで権力や地位、人間関係などを利用した「嫌がらせ」「権力侵害」など

▽DV・セクハラ対策の推進
 DV対策基本計画に基づき、DV防止や被害者保護のための事業を実施・検証していきます

▽DV・セクハラ被害者支援
 DVやセクハラ被害者が一人で悩まず、被害が深刻になる前に相談を受け、問題解決ができるよう関係機関と連携し、支援体制を確立します

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、子どもへの虐待などに対して、関係機関と連携し、早期発見、早期介入による発生防止に努めます。

また、DVやセクハラ根絶のため、啓発活動を強化するとともに、相談業務の拡充と相談窓口の周知を図ります。

▽DV・セクハラ相談、支援体制の充実
 DVやセクハラ被害者を対象とする相談窓口の周知徹底を図るとともに、問題解決ができるよう関係機関と連携し、施策の充実を図ります

②生涯を通じた女性の健康支援
 女性も男性もお互いの体の特徴を十分理解し合いい、思いやりを持って生

きていくため、性と生殖に関する正しい知識や情報が得られるように支援します。

▽生涯を通じた女性の心と体の健康づくり
 男女が、それぞれのライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康意識を高め、健康づくりを推進するため取り組みを支援していきます



③みんなが安全に暮らせる社会環境づくり

安全に暮らせる環境づくりを目指して、コミュニティ運営協議会や自治会による防火・防災活動、防犯活動の推進を支援します

▽安全に暮らせる環境づくりへの支援
 安全に暮らせる環境づくりを目指して、コミュニティ運営協議会や自治会による防火・防災活動、防犯活動の推進を支援します



相談情報 誰でも相談できます

*予約は男女共同参画推進センター ☎(36)0250まで

就業相談 *要事前予約 就職に関する相談や助言を受け付けます。職業あつせんはしていません	毎月 第3水曜日	10:00~12:00
法律相談 *要事前予約 女性の弁護士が、離婚など女性を取り巻く問題の相談を受けます	毎月 第3火曜日	13:00~16:00
こころと生き方相談 *要事前予約 家庭や夫婦間での心配事相談などを受けます	第1~第4 木曜日	13:00~17:00
むなかたホットライン (電話相談) 専門カウンセラーが、心配事相談などを受けます ☎093(561)5737	毎週 月・水曜日	10:00~17:00